

令和 3 年度第 2 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 3 年 4 月 2 1 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 2 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 3 年 4 月 2 1 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 7 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 8 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
 - 第 3 第 9 号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 4 第 1 0 号議案 令和 4 年度 (2 0 2 2 年度) 八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について
 - 第 5 第 1 1 号議案 あなたとつくるまち 八王子市の学校教育「これからの八王子市の学校教育」揺るぎない基本原則について
- 4 報告事項
 - ・ 高齢者叙勲の受章について (教職員課)
 - ・ 東京婦人補導院・八王子少年鑑別所跡地整備基本計画の策定について (スポーツ施設管理課)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	笠 原 麻 里
委 員	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	松 土 和 広
学 校 給 食 課 長	田 倉 洋 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	鳥 越 克 彦
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長兼図書館部長	音 村 昭 人
生 涯 学 習 政 策 課 長	福 島 義 文
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	久保田 竜 司
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇
指 導 課 指 導 主 事	志 村 亮 介
生涯学習政策課主査	田 島 裕 子
学 習 支 援 課 主 査	大 関 亮
教 育 総 務 課 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 任	原 口 里 紗
教 育 総 務 課 主 任	池 上 光
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村 温 美

【午前 9 時 3 0 分開会】

- 安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和 3 年度第 2 回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席について、部長職及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「高齢者叙勲の受章について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思いをします。

また、第 11 号議案及び報告事項「東京婦人補導院・八王子少年鑑別所跡地整備基本計画の策定について」は、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により非公開といたしたいと思いをしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-
- 安間教育長 日程第 1 第 7 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

- 福島生涯学習政策課長 おはようございます。

それでは、令和 3 年 4 月 12 日に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が八王子市に適用されましたが、それに基づきまして、第 7 号議案の新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告につきまして、生涯学習政策課の田島主査より報告申し上げます。

- 田島生涯学習政策課主査 それでは、第7号議案 八王子市教育委員会所管施設の利用休止について御説明いたします。

施設の利用休止につきましては、4月12日、国が1都1府1県、東京都では23区と本市を含む多摩地域の6市を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置の適用を開始したことから、その内容を踏まえ、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、特に午後8時以降の外出自粛の徹底など、教育委員会においても、その対応策として4月12日から、まん延防止等重点措置の適用が終了するまでの期間及び時間について、富士森体育館をはじめとする社会教育施設について利用休止としたものです。

これら施設の休止につきましては、それぞれ教育委員会定例会に諮り決定するところではありますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないという規定に該当することから、教育長において決定したところであります。

説明は以上です。

- 安間教育長 只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、御意見いただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第7号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 7 号議案については、そのように承認することにいたしました。

- 安間教育長 日程第 2 第 8 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

- 大日向教育指導課長 それでは、第 8 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について御説明申し上げます。

本案は、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第 2 条の規定に基づき、委嘱するものです。

それでは、お手元に配付しております第 8 号議案関連資料、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員候補者一覧を御覧ください。

令和 3 年 4 月 3 0 日をもって任期が満了となるため、各団体より推薦をいただき、新たに委員を委嘱するものでございます。

再任の委員でございます。

松田恵示氏は学識経験者で東京学芸大学副学長でございます。

片山弘道氏は法律に関する専門家で、ひだまり法律事務所の弁護士でございます。

岩垂喜貴氏は医療に関する専門家で、駒木野病院医師でございます。

高野久美子氏は心理に関わる専門家で、創価大学教授でございます。

竹本竜太氏は警察関係者で、警視庁生活安全部少年育成課八王子少年センター警部でございます。

牛尾浩氏は地域関係者で、めぐみ第二保育園園長でございます。

中村八重氏は保護者代表で、小学校 P T A 連合会執行役員でございます。

守屋和広氏は学校関係者で、第七中学校校長でございます。

新任の委員でございます。

大塚和樹氏は、法律に関わる専門家で、福澤法律事務所弁護士でございます。

太田敏浩氏は福祉に関わる専門家で、子ども家庭支援センター主査でございます。

鈴木幸弘氏は地域関係者で、八王子市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会部会長でございます。

金子正美氏は保護者代表で、中学校 P T A 連合会所属でございます。

徳丸幸夫氏は学校関係者で、由井第二小学校校長でございます。

以上、１３名は各分野の専門家、組織、地域を代表する方々であり、本市の教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は５月１日から２年間となります。

なお、令和３年４月３０日までが任期となっております八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員は１４名で構成されております。５月１日からの構成についても１４名を予定しており、現在１名の推薦をお願いしております。

所属団体の総会等での決定時期の関係で、今後、推薦をいただける予定となっております。

説明は以上でございます。

○安間教育長　　只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○伊東委員　　この委員の委嘱については、これで全く構わないのですけれども、非常に人数が多い委員会という感じがしまして、他の自治体のいじめ問題対策委員会の人数とどのくらい違うのか分からないのですけれども、なかなか人数が多い中で意思決定をしていくことの困難さが出てくる可能性もありますので、ぜひ、そういう意味で、このいじめ問題対策委員会の進め方や意思決定の仕方に関しては、ぜひ、それぞれの委員のそれぞれの立場の方々の御意見もあろうかと思っておりますけれども、十分な委員会の中のルールが確立されていくと良いと思いました。

よろしく願いいたします。

○安間教育長　　他にございますか。

○笠原委員　　今の伊東委員の御心配に、私の意見を少し述べさせていただきますが、私は、このいじめ問題対策委員に対応してくださる方が多いのは、むしろ望ましいと思っている立場です。

それは、こういうことは、とても緊急性を要する場合があったり、非常にリスクコミュニケーションとしてとても難しいことがあるので、この方たち全員が、いつ

も一堂に会せるわけではないという前提もあると思うのです。事態によってはです。

定例会などの定期的な会議は皆様、集まれるでしょうけれども、緊急事態発生の場合の対応策として、そういう学識経験者の方や専門家の方が、ここまで集まってくださっているというのは、むしろ、すごく心強いと思って人選を伺っております。

以上です。

○安間教育長 ありがとうございます。

他に御意見ございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 委員会運営に関する議論がございました。お諮りをいたします。

只今、議題となっております第8号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第8号議案については、そのように決定することにいたしました。

○安間教育長 日程第3 第9号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、学習支援課から説明願います。

○新堀学習支援課長 八王子市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則設定について、担当主査から御説明をいたします。

○大関学習支援課主査 それでは御説明いたします。

現在、生涯学習センターでは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、1部屋当たりの利用定員を2分の1程度に制限しております。

定員制限による使用料減額の要望がある中で、現行の規則では使用料の減額または免除は障害者団体に限られているため、その措置を講ずることができるよう必要な改正を行うものです。

改正の内容については新旧対照表のとおりでございます。

なお、実際の減額措置については、市全体の方針に従って対応してまいります。

説明は以上です。

- 安間教育長 只今、学習支援課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

- 柴田委員 御説明ありがとうございました。

収容人数を、教室の半分以下とすることで、その場で学ぶことができない方というのは、どれくらい発生していますか。

- 新堀学習支援課長 講座の人数、例えば開催の人数なども定員がまちまちなのですけれども、やはり学習室定員の半分以下ぐらいの方しか受講できないということで、確かにその影響はあると思います。

ただでさえ人気が高い講座もありますので、そういう意味では、抽選に外れてしまう確率が高くなるということで、それは大変残念なことだと感じているところです。

- 柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

- 安間教育長 いつも言っていることですが、我々が主催している講座で人気があって抽選になる場合は、その回数を増やせば良いのですよね。可能な限りでいいですよ。回数を増やせば希望者が受講できるので、そのような発想で、ぜひ考えてもらいたいのですけれども、これは要望です。

- 新堀学習支援課長 予算という制約がある中で、大変厳しい状況ではあるのですが、ただ、やはり人気のある講座については、回数を増やすなどの工夫はしていかないといけないと考えております。

- 安間教育長 ぜひ、そうしてください。

こども科学館もそうだし、宇宙の学校でも、その対応を一生懸命考えてくれたので、やはりニーズがあるのだったら、それに応えていくというのが我々の基本政策だと。これは要望です。

他に御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第9号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第9号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長 日程第4 第10号議案 令和4年度（2022年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

- 北川統括指導主事 第10号議案 令和4年度（2022年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について御説明をいたします。

本要綱は令和4年度（2022年度）から八王子市立小・中学校並びに義務教育学校の特別支援学級において使用する教科書の採択について、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。

第4条 採択の基本方針でございます。

特別支援学級におきましては使用する教科書について特に支障があり、これより優れたものがある場合にのみ採択替えを行うことができるものとされているため、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省が作成した教科書目録に登載されている教科書、通常学級で使用されている教科書、いわゆる検定本以外の図書について本要綱に基づき採択するものです。

次に第5条、採択の方法でございます。

第2項にございますとおり、教科書の採択に当たっては、従来の研究の成果や教員及び保護者等の意見を反映させ、公正かつ適正な採択を実施します。そのために第3項にございますとおり、教科用図書選定資料作成委員会を置いて資料を作成し、その報告を参考にしながら採択することとしています。なお、教科用図書選定資料作成委員会の下には、校種別調査部会を設けて調査を行ってまいります。

また、資料作成委員会からの報告につきましては、特に該当児童・生徒の特性を

踏まえた、例えば、Aさんはこのような特性があるから、こういったA図書を選択した、という採択理由を明確に示して説明をするものとします。

最後に採択の時期につきましては、教科書を使用する年度の前年度の8月31日までにを行うこととされていますので、8月4日の定例会にて御協議、決定していただく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

○伊東委員 採択の基本方針の第4条のところに、要するに文部科学省が作った検定本や著作本以外のものが良いという場合には、こういった附則9条本の採択ということになるのでしょうかけれども、実際に検定教科書や、それから著作本を使っている割合と、それから、こういった附則9条本を使っている割合、この辺り、本市の場合はどのぐらいの割合なのかというのを、もしデータがあればお知らせいただきたいのですが、どうでしょうか。

○北川統括指導主事 すみません、正確な数字というものは把握していませんので、今後、確認をさせていただきたいと思います。

○安間教育長 他にございましょうか。

○笠原委員 伺いたいことがあります。特別支援学級における教科書ということで通級のクラスのお子さんはここに入っているのでしょうか。教えてください。

○北川統括指導主事 すみません、これはあくまでも特別支援学級ですので通級のものは、ここには入っていないです。

○笠原委員 分かりました。

○安間教育長 他にございましょうか。

○柴田委員 1点、教えていただきたいのですが、教科書以外の教科用図書をいつもたくさん見せていただいているのですけれども、上限冊数や、何かそういう制約というものはあるのでしょうか。

○北川統括指導主事 通常の教科書と同じ冊数となっております。

○柴田委員 1人当たりですか。

○北川統括指導主事 1人1冊です。

○柴田委員 分かりました。

○安間教育長 よろしゅうございますか。

では、私から念のための要望を1点。

今、統括がおっしゃられたA君には個別にこれが合うから、この子はこの教科用図書をという説明は、去年から期待しておりますので、ぜひ分かるように我々に説明してください。よろしくお願いします。要望です。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。賛否についてよろしくお願いします。

○伊東委員 採択の要綱については、もうこれで、もちろん賛成なのですが、特別支援学級の教科書の採択は、そもそも附則9条本を使っていくという考え方なのか、それとも、できれば文部科学省の検定本、それから場合によってはそれを過学年を使うのか、それから著作本を使っていくのか、その辺りについてはどうなのでしょう。質問ということではないのですが、考え方としてはそういったものを基本にして、それでも、どうしても子どもの状況に合わない場合には附則9条本という、そういう考え方が特別支援学級できちんと御理解されているかどうか、教育委員会として。

その辺りを確認されて、御指導していただけたらと思っております。

以上です。

○安間教育長 おっしゃられたことは本当に原理原則ですから、それについては改めて確認をしていただくということで、よろしくお願いしますと思います。

他に御意見ございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第10号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 10 号議案については、そのように決定することにいたしました。

- 安間教育長　　以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。
- よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長　　それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方、恐縮ですが御退席をお願いしたいと思います。

御退席が終わり次第、再開したいと思います。

【午前 9 時 51 分休憩】